

別表 2（第 13 関係）
分散防止の基準

検疫有害動植物の種類	処 理	摘 要
青果物の荷役場所、はしけ、トラック等に付着する検疫有害動植物	清掃後、残渣の焼却若しくはくん蒸又はこれらと同等の措置	